

第 27 回 協 議 会

(平成 16 年 6 月 16 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 7 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 6 月 1 6 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町町民生活課長 前田 和子
会見町福祉保健課長 櫃田 明美 会見町町民生活課長 赤井 安男
会見町教育委員会次長 永江多輝夫 西伯町教育委員会主幹 加藤 晃
西伯町企画政策課主査 景山 毅

(開会 13時30分)

奥山室長 時間になりましたので、ただ今から西伯町・会見町合併協議会第27回会議を開催させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席でございます。従いまして、現在、委員17名のうち16名の方が出席でございます。

本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。従いまして、本日の会議は成立することをご報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 一言、開会のご挨拶を申し上げたいと思います。

今日は第27回の合併協議会をご案内いたしましたところ、ご参加をいただきまして、ありがとうございます。農繁期もほぼ田植えも全部終わりました。一段落しておられる今日この頃ではないかというふうに思うわけですが、今日は実は朗報がございまして、6月16日午前、県会で私たちの合併協議の県知事への申請をしておりましたけれども、廃置分合の議決をいただきまして、県の方から連絡を受けておりまして、まずもってこのご報告を申し上げたいと思います。あと、国の告示を待って、いよいよ本当に合併できると、こういうことでございまして、殊のほかうれしく思っております。感謝を申し上げたいと思います。

5月の17日に第26回会議をお世話になりましたけれども、その後、新聞などでご案内のとおり、県内では大変な状況が起きております。日野町と江府町の合併協議会は結局、住民投票の結果、解散をすることになりましたし、また智頭町の方では町長さんの辞任、そして選挙というようなことで、大変な混乱が起きておるわけでありまして、どこの地域もそれぞれ町の未来をかけて、本当に真剣な取り組みがなされておるというように思っております。そういうことを考えれば考えるほど、私どものこの合併協議がこのように順調に進んできたことに、委員の皆さん方の絶大なるご協力に改めて感謝をしなければいけないというふうに肝に銘じておるところでございます。

残り100日をどうも切ったようでございますけれども、できるだけ速やかに計画的に協議を進めていただきまして、10月1日には間違いのないように進めていきたいと思っております。

おりますから、何分にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日はお手元の協議事項、また報告事項、盛りだくさんございますけれども、ひとつ審議にご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えたいと思います。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、日程に従いまして、議事録署名委員の指名でございますが、福田次芳委員、吉次堯明委員にお願いをいたしたいと思います。

4番の協議事項に移らせていただきます。

1番、住民福祉部会、人間ドックの受診補助についてをご協議いただきたいと思います。

事務局から説明してください。

前田課長。

前田課長 住民福祉部会、健康対策業務でございます。人間ドックでございますけれども、現在、西伯町におきましては、対象者、40歳以上の国保加入者で希望者全員を実施しております。会見町におきましては、国保加入者で35歳から55歳の5歳刻みの希望者のうち、希望者及び国保加入者で30歳以上の前年無診療者のうち希望者ということで、年間50名を実施しております。

これにつきまして、第10回の協議会におきまして、西伯町の例により行うものとしたしまして調整済みでございましたが、会見町の例により行うこととし、年間おおむね150名実施するというところで、再協議をお願いするものでございます。

理由といたしまして、一番目に、効果的な事業の推進を図りたいということでございます。西伯町におきましては、現在、希望者のすべてを対象として実施しておりますが、大体におきまして、おおむね60歳以上の被保険者につきましては、健康管理に対しまして一般的に関心が高く、保険診療の受診率も大変高くなってきているところでございます。また、ドック受信者のほとんどが医療機関で継続的に慢性疾患におきまして受診率も高くなっているところでございます。

新町におきましては、特に若年層の被保険者と無診療の方に対しまして、総合的かつ効果的な事業を推進することで、将来にわたっての安定的な国保運営を図りたく考えており

ます。

今回の提案で、国保ドックの実施をおおむね150名といたしておりますが、既に協議済みのとおり、基本健診を会見町に合わせて、16歳以上の学校、職場健診のない方など、大きく枠を広げることや、地区巡回の集団健診の実施など、きめ細かな取り組みを行うことで、健診事業はさらに充実していくものと考えております。

2番目でございますけれども、国民健康保険事業に係ります人間ドックの費用につきましては、調整交付金の助成対象外とされたことでございます。これによりまして、全額ドック費用が国民健康保険税の負担によることとなったということでございます。

以上、ご提案申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坂本会長 ありがとうございます。

これは第10回協議で調整済みになっておる案件でございますけれども、担当課長さん方で再協議をいただきまして、このたび、先ほど申し上げたような調整方針に変えたいというものでございます。委員の皆様方のご質疑やご意見はございませんでしょうか。

吉次委員。

吉次委員 このドック、西伯の場合にそれぞれこれまでの実績数ですか、どの程度、年間、会見、西伯されたでしょうか、概ねでいいです。

坂本会長 前田課長。

前田課長 会見町におきましては、年間50名でずっと続いてきております。西伯におきましては、昨年、15年度でございます、470名。実は、協議をいたしましたときには、12、13と大体250から280名ということで受診者が安定しておりました関係で、合併いたしましてもある程度、これでいけるといふふうに考えておりましたけれども、15年度に至りまして大幅に受診者が増えましたために、このままでは国保会計を圧迫する恐れがあると判断したために、今回調整をお願いするものでございます。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 そういったことで、西伯が非常に多いような受診者ですが、これ年間150と決められておりますけれども、この辺の調整はどういうあれで決められたんですか、内容は。

坂本会長 前田課長。

前田課長 35歳から50歳までの5歳刻みの住民の方の人数が概ねそれぐらいになるというふうに計算をいたしました。

坂本会長 国保の加入者の35から50。よろしいですか。

吉次委員 はい。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 済みません。会見町で50名というのがありまして、先ほども。この無診療者の内の希望者の年間50名というのは、全くお医者さんにかからない人が50名ということじゃないかと思えますけど、この150名、今度、調整方針の中の150名のうちの全くお医者さんにかからない50名というのは、考え方としては、新町になったときにどのようにされるかというのは。

坂本会長 檀田課長。

檀田課長 会見町の50名は前年度の無診療の方と35歳から55歳までの5歳刻みの国保の加入者を合わせて50名をといる現状です。

坂本会長 よろしいですか。

宇田川委員 それは新町ではどういう、この150名の中ではどうされるかということも、無診療も含めてよ。

坂本会長 前田課長。

前田課長 無診療も含めてでございます。受診の仕方は会見町に準じてするものでございますので、無診療の方を拾ってもそれぐらいで賄えるというふうに判断をしております。

宇田川委員 はい、いいです。

坂本会長 福田委員。

福田委員 一つだけ聞かせてほしいというのは、西伯町が先ほど実数で述べられたわけですが、古い冊子をちょっと別冊にしておるものですので目を通しておりませんので、申しわけございません。例えば、55歳ということが、今度、会見町さん上限でなっておりますが、西伯町の場合、これに当てはめた、いわゆる高齢者の中で、人間ドックを従来から受けながら健康保持に努めてきた方とそれから基本健診に力点を置いてきた、あるいは全く病院にかからんでもいいわとか、そういう状況の影響というのは、掌握というか、わかりますか、高齢者のこれをやった場合の。いわゆる55歳ですから、もう56歳以上は人間ドック対象者というのは、これ制度上ではないわけですね。

坂本会長 わかった、今の。

前田課長 はい。

坂本会長 前田課長。

前田課長 国保の希望者を、会見町さんでやられますときには、3段階ぐらいに分けて希望をとります。大体、3回ぐらい希望をとりましたが、全部その該当の方が希望して受診なさるといふうなことに至りませんので、その間、他に希望なさってる方につきましても、余った枠についてその方に受診していただくというふうに、かなり枠が毎年ございますので、直にその該当年齢でなくてもお受けする余裕はあるというふうに考えております。

福田委員 55歳以上でもね。

前田課長 55歳というか、その5歳刻みの間の狭間の方につきましても、フォローができるんじゃないかなというふうに思っております。

福田委員 従来、西伯町の場合は、年度当初に希望ということで調査をなされて、人間ドックを受けようかなの年は丸して出すわけですが。そのときに、あと、通知が来て、受けるとかいろんな、ああいう方式はやっぱり手続が……。

前田課長 そういう方式ではなくて、ドックに関しましては別に希望を、初めにその該当の年齢の方、あるいは無診療者の方に優先的に通知を差し上げるというふうにご理解いただけたらと思います。

福田委員 全部優先でやって、枠があれば別枠で。

前田課長 はい。

福田委員 はい、わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員。

佐伯委員 少しお尋ねしたいわけですが、この人間ドックという制度というのは非常にありがたい制度でございまして、いろいろ私も利用をさせていただいて、本当に助かったわけですが、このような制度に対して多くの方が利用されているということは非常に喜ばしいということで、あと自分にかかわってくるんでということを行いながらも、この制度は利用することによって早期発見とかなんとかに努めていくということになるんですが、このたび会見町におきまして人間ドックの関係においても、放送されてから1日くらいしたらすぐもう打ちどめだよという放送があったわけですが、このように希望者がかなりあるということなんですが、その中で回すというようなことに課長の方から言われておったんですが、ここで35歳から5歳刻みの関係ですと上っていくわけですが、これは35、40、45、ずっとこれを押さえ刻んでずうっと上がっていくわけですか、これ。

55から60、65というぐあいにずっと上がっていくわけですかいな。

坂本会長 前田課長。

前田課長 55歳まででございます。55歳でございます。

佐伯委員 その以上の人は受けられないと思うんですが。

前田課長 そうです。空きがあればお受けする余裕があると思いますが、ドックでございますけれども、ドックは総合的に判断するもので、基本健診とおのずから目的が違うものでございます。ご承知のように……。

佐伯委員 ちょっと、遮って申しわけないですが、私どものような弱みのある人間に、そういう大上段にかぶっていただくとなかなか分かりづらい面がございますので、かみ砕いて教えていただければありがたいわけですので、よろしくお願いします。

前田課長 町の健診の制度では、慢性疾患を見つける基本健診のほかに、大腸がん検診、胃がん検診、子宮がん、乳がん、前立腺がん等、ドックに準ずる各種のがん検査も実施いたしております。それらを合わせて実施いただきましたら十分に対応できるのではないかなというふうに考えております。

佐伯委員 そうですか。十分に対応できるというふうに確信されるわけですね。

私が言うのは、それもそうだと思います、確かにね。と思いますけども、ここで5歳刻みでずっと上がってるわけですが、特に年齢の上になるに従って、いろんな成人病等々の関係も含めて、病気にかかりやすいといいますが、そういう面がたくさんあるんじゃないかなというふうに思ったわけで、55歳で上限にしてしまうというのも何かおかしいんじゃないかなというふうに思ったんです。少なくとも私も昨年、人間ドックを受けさせていただいてありがたいなと思ったわけですが、そういう面で大いに利用させていただくということで、今回も希望者がかなりあったんだなということで、放送されて1日置いたらすぐもう満杯になりましたという放送があったようなことから、かなり希望者があるんだなというふうに判断したわけで、なるべくそういう面で、いろんな検診が受けられる方法を今後とも考えていただければなあというふうに思うわけですが、どんなものでしょうか。

坂本会長 檀田課長。

檀田課長 人間ドックの目的をどこに置くかということだと思っておりますけども、このたび、人間ドックにつきまして、西伯町の方では各医療機関の先生の方も回られて、前田課長がお医者さん方とも話をされました。その中で法勝寺の先生がおっしゃったのは、基本

健診の目的は主に生活習慣病予防であり、人間ドックの目的というのは主にがん検診ではないかというふうにおっしゃったんだそうです。

それで、会見町の平成3年から平成12年までにがんで亡くなられた方は97名あります。そのうちの、現在、町の方でがん検診をしております大腸、胃がん、子宮がん、乳がん、肝臓がん、肺がん検診で亡くなられた方が約6割ございますので、100%はカバーはできないと思います。ただ、それは人間ドックを実施しても、がん検診が100%早期発見できるかということ、それは困難な面があるのではないかと思います。

それで、町民のご希望の方に全員の方に人間ドックを受けていただくことが可能であれば、予算的にもそれは、そういう姿が望ましいと思いますけども、現在のように、限られた予算の中でどういう検診のやり方をしていくのが一番町民の健康管理を行っていく上で有効かということと考えますと、現在の段階では、ただいま前田課長と報告しましたようなやり方で健康管理に取り組んでいかなるを得ないのではないかというふうに見解を出しました。

今後、本当に多くの方がまたもうちょっといい、変わった形で基本健診なりの血液検査の項目に、例えば腫瘍マーカー等を入れて、ほかのがん検診をカバーできるような方向とか、そういうことをこれから検討していったらいいのではないかというふうに考えます。

坂本会長 福田委員。

福田委員 今、佐伯さんが心配していらっしゃることも同じような考え方になるかと思いますが、この年代というのは非常に働き盛りですから、いわゆる政管健保なり、組合健保、いろんなそういう制度に加入しておられる方、たくさんあるんじゃないかなあというぐあいに思っております。しかし、非常にそういうところで検診指導というのは、やることはないわけですが、私の体験からいっても。どっちかといったら、あんまり受けん、ほとんど受けんというのが実態で、そこで一番心配になるのは、そういう定年退職を伴うと同時に、今度、国保に入りますよね、ごく自然に。それは60歳年齢と仮定をした場合に、いわゆる本来の仕事が終わって、やれやれという矢先に、病気の大きなのを発見できたりとか、いろいろあるということはよく考えられるだろうと思っております。したがって、それらは今度、退職保険の方で医療受診をするわけですから、むしろ早くそういう方々が、まず第二の人生として自分の健康を察知をして健康管理に努める、あるいは行政の制度等の中で、こういうことから考えていき、できるならば、やっぱり切りかえのときにもう一つ何か行政の姿勢としても、また住民としてもそういうニーズで今後、国保の財政も

余り負担がかかるようなことはしちゃいけないという自覚とか、いろんなものを考えたら、60歳というのはまだ際ですから、定年後3年以内ぐらいにどうだろうかということは今、聞きながら思ったんですが、いかがでしょうか。

坂本会長 檀田課長。

檀田課長 とても貴重な意見をいただいたと思います。私もこの仕事、保健師の仕事を長年しております、やはり退職されて町の基本健診を受ける時点で、かなり大きな病気を抱えておられるのが現状です。それとがん検診とか、受診者は女性の方が2倍なんですけども、発見率は男性と女性と同じぐらいありまして、男性の健康管理というのがとても問題だと、現在認識していますので、福田議員さんがおっしゃいますように、退職時にそういう人間ドック等のチェックを受けて、チェックというか、一つのそれを組み立てていくという健康管理の中で今後、検討していけたらいいなと思っております。

坂本会長 他にございませんか。

森岡委員。

森岡委員 ちょっとこれ、確認を兼ねてお伺いいたしますけども、30歳以上の者は無診療者に関しては、もう年齢制限がないわけですから、その無診療者の範疇をどういうふうにお考えになってますか。といいますのは、慢性的な疾患を持って、常に1カ月に1遍とか、とにかく定期的に診療を受けていらっしゃる方は人間ドックを受けなくともそれなりのお医者先生からいろんな指示をもらってますから、精密検査もするんでしょうし、人間ドック以上の検査もされてるだろうというふうに思うんですが、例えば、ちょっと怪我をしたとして診療を受ける。これ無診療者になりませんわね、厳密に言ったら。そこいらの無診療者の範疇というものを本当にぴしんと、たかが1,000円でも健康保険から給付をしたものについてはこれは無診療者にはならないわけですけども、そこら辺、どういうふうに考えますか。というのは、65歳までは5歳刻みで、5年の間に大体見えてくるといっては5歳刻みでしょうけども、それを過ぎた人というのは、もうちょっとお医者にかかったら、これで健康保険を使ったために対象外になっちゃうと、こういう危険性が出てくるんじゃないかなあと思うんですが、そこまでお考えになったのかどうか。

坂本会長 会長がちょっと整理します。実態をもうちょっと話してください。診療中に人間ドックを受診しているというような実態で、250人程度が470も上がっているというようなことも同時に説明してください。実態をもうちょっと話して。それで、今の質問にもお答えください。

前田課長。

前田課長 西伯町の現状でございますけれども、福田議員さんから先ほどお話もありましたように、当初、3月あたりで希望をとります。その時点で人数が非常に希望者が少なくても、西伯町におきましては医療機関が多いものでございますから、先生の方から慢性的にかかっている患者さんに対しまして、ちょっとドックを受けましょうというふうに勧めていただきまして、そういうふうなくあいで受診者が非常に増えてきているんじゃないかなあというふうに考えております。もちろん、普通、診療を受けておられるからといって、ドックの目的とは全く違いますので、ドックを十分に受けていただく必要はありますけれども、そこら辺が先生の判断にお任せしているところでございますので、受けておられるからドックがいけないというふうに判断しておるものではございません。

先ほど、森岡議員さんの方からお話がございましたように、ちょっとでも指を切ただけでも無診療とみなさないのかというお話でございましたけれども、厳密に言いますとそうではございますけれども、この町の間ドックに関しましてはそういうものではなくって、柔軟に対応していく必要があるというふうに考えております。当然、指を切ったというのと、常時検査をするということは目的が違うと思いますので、そこら辺は配慮をいたしたいと思います。

坂本会長 いいですか。

森岡委員 ようございます。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 非常にありがたい言葉をいただいたわけでございますので、今後よろしくお願ひするわけでございますが、先ほど前田課長の方からございましたように、西伯町の例といたしましては、変更前ですが、西伯町の例というふうになっておったわけですが、変更をされたいということでこういうふうなご説明をいただいたわけですが。その中で今、西伯町にはたくさんの医療機関がある中で、先生の勧め等々も含めて470名になりましたよということですが、会見町は頭からもう年間50名ということで決められて今日まできとったわけですが。私が昨年受けたというのは、ご案内のとおり、私も60歳過ぎておりますから、町のどういう配慮をいただいたわけかわかりませんが、55歳以上の中で受けさせてもらったわけで、非常にありがたかったわけですので、そういう面で、人間ドックというのは非常にありがたい面が多くあるということをお前は言いたかったのと、それから対象ということでの、西伯町は40歳以上の加入者と、会見町についてはそういう

規制があってそういうことになったわけですが、予算的な面から見ると、本当にこういうことでどんどん無制限にやっておれば圧迫するのは目に見えておりますから、何らかの格好で規制ということはかけておくとだめじゃないかなというふうに私も思います。

新町になって、こういうことで圧迫するような要素をたくさん残していてもどうかと思いますので、これはきちんとした対応が必要じゃないかなというふうに考えるわけですが、その時点で、変更前の西伯町の例から変更後の会見町の例に、すっと変わった時点を、もう少しこういうことでないかということ詳しく説明をしていただきたかったなあと私は質問をしたわけでございますので、そのあたりで何か、これでいいというふうには僕は思いますけども、何かつけ加えることがございましたら、お答え願えればと思っております。以上です。

坂本会長 他の健康保険の例なんかはどうなってますか。そういうことも説明してください。

前田課長。

前田課長 社会保険の例でございますけれども、社会保険は40歳及び50歳の被保険者のみ、家族はございません。個人負担は1万640円というふうに聞いております。他市町村の国保につきましてはちょっと確認はいたしておりませんが、米子市におきましては、これも希望者全員で、現在、4,000人の受診者があるということでございます、年間。ですが、それもだんだんに希望者が多いために見直しの方向であるというふうに聞いております。以上でございます。

坂本会長 今、課長の方からいろいろ断片的に説明はありましたけれども、会長として再協議に付したいという伺いをいただいたときに、いろんなお話を聞いて、総合的にこれやっぱり再協議に付すべきだというように判断いたしまして、今日提案させていただいておるわけです。

一つは、国保会計が非常に厳しい状況になっているという現実がございますし、あわせて従来、人間ドックに対して調整交付金で国の支援があったものがなくなると、こういう説明も受けまして、やっぱり納付をして、大きな病気を未然に防ぐということは非常に大切なことなんですけれども、同時に効率的な合理的なドックの受診のやり方もありはしないかと、このように総合的に判断いたしまして、今日の合併協に再協議に付すという決裁をしたわけです。

大体、議論は出尽くして、皆様方にもご理解をいただいたというふうに思うわけですね

れども、一応こういう枠を持ってやりませんと、国保税の算定というようなものも本当は上手く算定できんわけでごさいますして、私としてはやっぱりこういう枠の中で一つの目標を持ってやると。抑えるという感じになりますけれども、さっき言いましたように、協議をした当時は250名程度だったそうですけれども、急に470名というような急激な伸びになっておりまして、いろいろ原因を分析してみますと、やっぱり合理的な受診というものをもうちょっと枠をはめる中でやっていかんといけんという判断をしたわけです。そういうことを出しておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

佐伯委員 了解しました。

坂本会長 いかがでございましょうか。住民福祉部会、人間ドックの受診補助の取り扱いの変更について、原案のとおり決定させていただいてもよろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

そういたしますと、次に移らせていただきたいと思います。

(2) 教育部会の議案2号でございませうが、準要保護児童・生徒の支援費支給基準額の取り扱いについてをご協議いただきたいと思います。

事務局から説明してください。

永江次長。

永江次長 資料6ページにつきましてご提案申し上げたいと思います。

内容の方は、要保護並びに準要保護児童・生徒に対します就学援助費支給事業についての中身でございませう。現在の該当者数につきましては、両町それぞれ資料に記載をしておるとおりでございませう。支給いたします内容につきましては、西伯町の方で案をつくっていただいておりますけれども、学用品費、修学旅行費、学校給食費等々ということで、一定の基準に沿いまして支給をさせていただいておりますが、この中で1点だけ、課題の欄に記載をしておりますけれども、平成16年度予算におきまして、西伯町において給食費の支給につきまして、2分の1支給ということで決まっております。会見町の方は全額実費を支給いたしておりますして、このままでは10月1日におきまして町内の小・中学校において格差が生じるということでございませう。従いまして、調整方針といたしまして、10月1日より会見町の例によるということで、給食費の実費全額を支給をするということで調整するという内容でございませう。よろしくお願ひします。

坂本会長 ただ今説明をいただきました議案第2号について、ご質疑やご意見をいただきたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 1点質問をさせていただいて、あとご意見を申し上げたいと思います。

質問と申しますのは、該当児童・生徒の中で、町外に委託されておるのでしょうか。成美小、尚徳小、尚徳中、これはそれでいいんでございますかいな。

坂本会長 永江次長。

永江次長 それぞれ西伯町、会見町、町外の学校ございますが、これは区域外就学をしておる子供でございます。区域外就学の子供さんにつきましては、学校給食費と医療費につきましては、学校を設置をしておる設置者の方がこのものに対応すると、そのほか、学用品等につきましては保護者が住所を有する自治体の方で対応するという内容でございます。

岡田委員 はい、わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

岡田委員 続いて、一つご意見を申し上げたいと思いますが、根拠法令のところに、学校教育法とだけ書いてございますけれども、これは就学援助とか学校給食については、学校教育法以外で独立した立法措置がなされておるといふ、極めてこれは国家政策の中でも重要な課題として扱っておるわけでございます。その辺を我々委員もきちんと認識をしておく必要があるというふうに思うわけでございます。

それで、学校給食に関しては、これは学校給食法、同施行令、あるいは実施基準、こういったようなものが示されておるわけでございますし、それから就学援助については、これはちょっと長たらしい法律の呼び方ですけども、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律という長い法律がございます。こういうふういきちつと具体的な直接的なそれにかかわる法律がありますので、その辺は我々委員としても認識をしておいて、重要な課題であるというふうなことを再認識すると申しますか、そういう点から申しますと、西伯町さんの2分の1学校給食費負担というのを全額支給というふうに10月1日から持っていかれるということは、これは大変勇断ではないかというふうに思って、賛成をするわけでございます。以上でございます。

坂本会長 他にございませんか。

秦委員。

秦委員 私の質問といいますのが、この制度そのものはいい方に平等の制度でございますけん、この趣旨には賛成いたしたいと思います。

ひとつ私が質問というのは、ちょっと関連質問みたいなことになりますけど、私も民生委員しております、準要保護の補助関係につきましては民生委員にも相談もございませう。そうした中で、国の制度として県を通じて給食費等の今の項目がたくさんありますが、特に私が聞きたいのが、私の友達も学校給食の関係を事務をやっておりました関係、何と困ったわということを経験を受けたことがあるわけだ。国から補助制度として出たものが県を通じて、補助金でございますから給食なら学校の方で給食費が補助金が入れば結構だと思ひますが、金の流れとして、この保護者の口座に一旦、基本は入るようだ。ではないかと私は認識をしておるところだ。そうした場合に、生活困窮者の家庭があった場合に、補助金が入りますけど、生活費に使ってしまったりする可能性がある。それで、給食費を納めないけん補助金、もらった補助金が生活費に流れてしまつて、給食費が滞納になるというような実態がどうも生じておるのではないかと思ひます。それで、金の受け取り方ですが、法的なものでは私は勉強不十分ですが、この制度ですから、学校給食なら学校給食会計にその補助金が入るような仕組みにはならないものかということは一からちょっと疑問に思つておるところだ。これは関連する、直に関係はございませうが、ひとつ質問をしてみたいと思ひます。

坂本会長 加藤君。

加藤主幹 先ほどもございませうように、学校給食についてですけれど、確かに学校給食費の滞納がかなりあると思ひます。特に準要保護を抱える方につきましては、お金を払うのが非常に困難な状態だ。それがゆゑにこういうケースもあるわけだ。で、基本的にこれは学校で手渡しということは非常に問題があります。ただ、このような時勢でございませうので、口座振替で対応してはいますが、滞納された方につきましては口座振替を行つておりませう。そういう方については一応ここに来ていただいて、順番に教育委員会の方に来ていただきまして、そこで一応受領はしてもらふんですけども、その中で払ってもらふという形をとりますので、本来は払つてある方について補助をする制度でございませうが、そういうことにならなかつた方については、支給のときに手渡しをして、制度の話しながら、すぐ払ってもらふことを督促しながら、その場でいただいて納めさせていただくということだ。でございませう。

秦委員 わかりました。補助金の制度がそのまま生きるように、回収ができるような、

ひとつ尽力をお願いしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 これは会見町でもそのようにしておるんですか。

永江次長 会見町の方は全く当事者の方には金は動かないという格好で、学校の方から直接給食会計の方に振り込みをするということでしたしております。ただ、私が思いますのに、給食費の滞納を予防するという点では効果があるやり方かもしれませんけれども、ややもすると該当者の方が、準要保護になると単純に給食がただになるというような発想で、あるいはそういう考えをされやすい仕組みであるというように私は思っております、新町におきましては、どちらかといいますと西伯町さんの方法で統一をしてやりたいなあというぐあいに私は思っております。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

秦委員、いいですか。

他にございませんか。

(質疑なし)

坂本会長 ないようでございますが、この議案2号につきましては、原案のとおり決することに決定してもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本会長 それでは、議案2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議案第3号、主要な例規について(その3)となっております。

事務局の方から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、資料の7ページの主要な例規について(その3)についてご説明申し上げます。

内容につきましては、南部町の主要な例規について、以下のとおりとするというものでございまして、消防団と体育施設について、今回ご提案申し上げるところでございます。

1つめくっていただきたいと思います。まず、消防団でございますけれども、現在、西伯町側では、本部1部、これはいわゆる法勝寺地区の団ということになるということでございますけれども、本部2部、これがいわゆる役場班、それから各地域ごとの第1分団、第2分団、第3分団の計5分団で構成されております。会見町の方は、本部班、これがいわゆる役場班でございますけれども、そのほかに3つの地域の分団で構成されております。この西伯町の本部2部と会見町の本部班は統合いたしまして、役場本部班という名前で新たに

位置づけをしたいということでございます。

従来の西伯の1から3分団はそれぞれ頭に西伯第1分団というような形で旧の地域名をつけまして、名称をつけると。それから、本部1部につきましては、新たに西伯第4分団という位置づけをするというものでございます。同様に会見町側につきましても、会見第1分団、会見第2分団という形で位置づけをするという提案でございます。

それから、体育施設でございます。この体育施設につきましては、従来、それぞれ個別の条例で規定されていたわけでございますけれども、この際、整理統合して一本の条例にしてはどうかということがまずございます。その中で個別に見てまいりますと、まず、西伯町営総合グラウンド、整理番号の10番でございますけれども、これは事実上、もう今、法勝寺中学校のグラウンドとして使用しておるものでございます。じゃあ、法勝寺中学校の財産としてしまってはどうかということで、仮にそうなった場合に何か障害があるだろうかということを検討いたしましたけれども、ほとんど99%中学校のグラウンドとしての使用事例しかない、仮に何か使おうと思った場合でも、中学校のグラウンドの使用の許可を個別にとればよいということで、こういう整理が適当ではないかというふうに考えたところでございます。

それから、会見町の越敷野町民運動場でございますけれども、こちらは事実上、もう会見第二小学校のグラウンドとしての使用実績しかないということで、そのほかの問題点につきましては、先ほどの西伯町営総合グラウンドの検討事項と同じでございます。

あと、個別に多少、名称のつけ方を変えておりますのは、整理番号の11番の西伯町立おおくに農山村広場でございますけれども、これ町立というのを町民というふうに変えております。これはほかの部分も含めまして、町立、町民というのがあるものは町民としております。カントリーパークにつきましては、何ていいますか、外からいらっしゃった方が使うことも多いというようなこともありまして、町民のグラウンドというよりは町で運営してるグラウンドということで、この名前がいいのではないかというようなことでございます。

なお、個別の施設の使用の関係につきましては、前回の協議会でご協議いただいて、了解をいただいたところでございます。以上でございます。

坂本会長 議案第3号について、ご質疑やご意見はございませんでしょうか。

梅原委員、いいですか。よろしゅうございますか。

梅原委員 審議させていただきましたので、要望として、了解しました。

坂本会長 他にございませんか。

(質疑なし)

坂本会長 ないようでございますが、議案第3号につきましては、原案のとおり決定することに決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

桐林次長 議長、1点補足させていただいても。

坂本会長 補足ありますか。

桐林次長 前回の協議会の際に、隣保館の名称について今回提案するというふうにしておりましたけども、地元との調整が時間を要しております。大変申しわけございませんけども、次回に繰り延べさせていただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 ということでございますので、よろしくをお願いします。

議案第4号、南部町の町章の公募についてを議題といたしたいと思います。ご協議いただきたいと思います。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、9ページの南部町の町章の公募についてについてご説明申し上げます。

議案といたしましては、南部町の町章を別添のとおり募集するというところでございまして、ちょっと別添としておりましたけども、次ページになっております。10ページをらんいただきたいと思います。町章の応募につきましては、まちづくり委員会第2ステージの第1小委員会で御提案をいただきまして、前回、基本的な方針として公募の方向で検討するという事になったわけでございますけども、その具体的な内容につきまして検討を加えてまいりました。その内容でよろしいかどうか、ご協議いただきたいと思います。

まず、募集要領、これは本当は案についておるところでございますけども、募集要領の案でございます。目的といたしましては、広く一般から募集することによって、新町のイメージにふさわしい町章を制定するという事に尽きるということでございます。

募集する町章の要件ですけども、まず、南部町の名称、それから新町の歴史、文化またはイメージにふさわしいものであること。それから、具体的な使用例を考えまして、町の旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。それから、色彩等につきましては、用紙の地色を含め4色、これは黒といわゆる色の三原色ということで、今そういう形

で決めるということで4色というような表現になっているところがございますけども、として、グラデーション、いわゆるぼかしは使用しないということでございます。それから、単色ですね、1色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。自作の未発表作品であること。それと、いわゆるほかのものと類似したデザインでないことということでございます。

募集方法ですけど、次のとおりでございます。資格につきましては、一切問わないということにいたしたいと思っております。また、同一人による複数応募も可能といたしたいと思っております。これによりまして、一つでも多くのよい応募作品が集まることに期待するものであります。

それから、応募方法でありますけども、これは先進地の事例を参考にさせていただいておりまして、大体デザインが適当にできて、送っていただきやすい大きさということで、15センチメートル四方の枠でA4判の大きさに必要事項を書く様式ということで、これを役場に用意するなり、あるいはインターネットを通じて応募していただく方にはホームページに準備するということにいたしたいと思っております。1番で、応募資格は問わない、同一人による複数応募も可能ということにはしておりますけども、整理の都合上、作品は用紙1枚につき1点ということにさせていただきたいと思っております。それから、デザインの趣旨を書きいただきたいと。といいますのが、これは他の先進事例を見ますと、町が定めたイメージ等に従ってつくってくださいというところもあれば、応募者の皆さんが町のイメージとしてこういう形がいいんじゃないですかというところまでの提案を含めた募集をなさってるところもあると。南部町の場合は、後者の方をとりたいと思っております。そういう意味で、デザインの趣旨も書きいただきたいということでございます。応募方法は、応募先への持参、事務局への持参、郵送、または電子メールによるということにしたいと思っております。電子メールの場合は、容量をある程度制限させていただかないと、ちょっとパンクするということがございまして、こういう制限をつけております。

それから、11ページの募集期間でございます。募集開始は7月の12日としておりますけども、これは準備の期間もございまして、後ほど、次の報告事項のところでご報告いたしますけども、今の観測ですと、総務省が南部町設置の告示を行うのが概ねこの時期になるだろうという見込みがございまして、その時期に合わせて募集を開始してはどうかという趣旨でございます。それから、終期でございますけども、9月10日までとしております。これは審査の方法なんかと関係してまいりますけども、まず、第1次審査は、ま

ちづくり委員会の方でやっていただいているかどうかという思いがございます。最終的にその1次審査を経たものを合併協議会なり、あるいは新町に渡すということで、それに間に合うぎりぎりの時間ということが一つございます。もう一つは、公募の情報を提供する方法でございますけども、公募ガイドというような雑誌と、あとインターネットのページがございます。ウェブのページがございますけども、これの締め切りですね、月ごとの締め切りが9日締めということになっておりまして、最終的に7月の9日に出せば8月の分に載るといふことにはなるかと思っておりますけども、そうしますと、8月上旬に出るその情報で応募していただくと思うと、それからの一月程度の時間は要るのではないかというようにもございまして、2つの理由から9月10日ということを決めております。

公募活動としましては、合併協議会だより、ホームページ等で周知するというようにしております。先ほど申しましたような、公募だけを情報として扱っております雑誌でありますとか、専用のホームページ等に情報提供するというようにあわせて行いたいというふうに考えております。

それから、選定方法でございますけども、まず1次審査を合併協議会のまちづくり委員会でやっていただきたいというふうに考えております。その次の段階で、これは新町の段階になるというふうに考えておりますけども、南部町町章選定委員会で2次審査を行い、採用候補作品5点程度を決定したいと思います。その5点程度につきまして、町民にアンケート、意見聴取いたしまして、その結果を参考に最終的に南部町町章選定委員会の方で決定していただきたいと思っております。なお、この町章選定委員会につきましては、まちづくり委員会の方のご提言を伺いながら最終的に決めていこうというふうに考えております。

それから、表彰でございますけども、まず、いわゆる採用作品には賞金20万円と副賞、南部町の特産品をお贈りしようというふうに考えております。それから、5点以内で優秀賞を考慮しておりますけども、これには賞金2万円ということを考えております。表彰の対象者が高校生以下だった場合には、保護者等の立ち会いということが必要だということで、これは通例どおりこういうものが必要だというふうに考えております。それから、一番問題になる類似のデザインが採用されるということになりますと、商売をするためのデザインではございませんので、普通にはよく似ているということであっても、特段、裁判等を起こされることは可能性は低いというふうには考えておりますけども、とはいえ、やはりおもしろくないということがありますので、一応そういうものがないということを調べる方向で今、検討しております。

それから、発表の方法につきましては、新町の広報紙、ホームページ等で発表すると同時に、入賞者には直接連絡を申し上げたいと思っております。

この作品の著作権につきましては、新町に帰属する、あるいは途中の審査段階がありますので合併協議会という段階に置きますけども、最終的に南部町に帰属するものという条件でお願いしたいと思っております。それから、若干の補正を最終的に加えての採用ということもあろうかと思っておりますので、その旨の注釈もつけておる次第でございます。

そのほかの細かいことにつきましては、新町におきまして南部町町章選定委員会を制定した段階で決めていくということにしたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 町章の公募について説明を受けましたが、ご質疑やご意見ございませんか。
磯田委員。

磯田委員 この賞金の20万につきましては、どういった理由でこの20万だということ。というのは、この財政難ですのでちょっとひっかかる気がしたものですから、質問させていただきます。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この額につきましては、周辺の先行事例、あるいは全国的に公募されてる事例がありますので、その事例をちょっと参考にいたしました。県境の公募の安来市の枠組みでも30万という額を出されております。琴浦町におきましては20万でございます。島根県で今募集されてる美郷町の枠組みというのがあります。こちらは10万円でございます。賞品が大きければ必ずしもいいものが来るということではないかもしれませんが、ある程度のインセンティブを提示することによりまして、いいものがいただけるのではないかとということで、先進事例に倣ったということでございます。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 一つお尋ねしたいんですが、単色で表現してもよろしいというふうにございますが、県章にしろ市町村章にしろ、ほとんど単色じゃないですかいな。色つけておられるところがありますか。というのは、もし色をつけることも許せば、例えば歴史的、文化的なものをイメージするのは格好でデザインをして、そうして、あと自然環境を、例えばイメージするために、その図案化されたものを色で、緑なら緑にしたらというような意味合いを持って色をつけるわけです。ところがそれでなしに、単色でほとんどあると。我々もデザインそのもの、図柄そのものを割合きちんとすっきりしたもんができないかと思ってね、頭から、その方がいいじゃないかなという気がしておるわけですけども、どんなも

んですかいな。

桐林次長 ご指摘のございましたとおり、県内で色指定で町章なり市章なり、県章も含めまして、今制定しているところはないというふうに認識しておりますが、この町章関係等は、今の市町の枠組みでありますれば、おおむね50年弱前の時代に制定されております。そのころには発想的にも色というのは使うことがなかったものだというふうに考えております。色の指定の仕方が難しいということもございました。今の工業デザインの方では、何色の何番、何色の何番というようなことで、明確な色指定もできる枠組みになっております。そういうことも含めまして、最終的に色の特定もできると。確かに岡田委員さんご指摘のとおり、単色でぱっと使うというのがすっきりはするんですけども、デザイン性ということも考えますと、少し幅を持たせた募集をかけて、あえてそれで単色で応募されることを拒むわけではございませんので、単色でも使えるという前提での4色使用が可能だというふうに規定を設けたわけでございます。

岡田委員 わかりました。湯梨浜町なんかはやっぱり色数相当だったんですか、湯梨浜。

桐林次長 この4色という意味は、いわゆる墨色の黒と色の三原色、この組み合わせですべて色の指定は理論的には可能ということで、印刷の技術上すべてこれであらわせるということでございますので4色という形の認識でございます。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 今回は町章ということですが、将来的に今西伯町にございますように、ロゴとか、あるいは会見町でやっておられるキャラクターとか、そういうことも考えていらっしゃるんですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 いわゆる町章というのは、町民全部がすべての場面において町の一体性を認識するものというようなことになろうかと思えます。シンボルマークにつきましては、それとどこが違うのかと言われると余り変わらないのかもしれませんが、マスコットキャラクターにつきましては、フーちゃん、ユークンにつきましては基本的には富有柿の販売促進というような、本来は元々は特定の目的を持ってつくられたようなこともございまして、いろいろ意味合いが違ってくるということでございます。

従いまして、やはり新町でイメージキャラクターが欲しいなという声が上がりますれば、その段階で検討していただくのが適當ではないかと。初めからどうしてもマスコットキャラクター、イメージキャラクターというようなものがないと具合が悪いということには必

ずしもならないと思います。町章につきましては少しちょっと意味合いが違うのかなというところで、あえて区別をしているところがございます。

坂本会長 いいですか。

他にございませんか。ちょっと20万は高いじゃないかという話もあったのですが、どうですかいな。元気を出して、ほんならたくさん応募していただくということで、議案4号については原案のとおり決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

そういたしますと、ここで10分ちょっと休憩したいと思います。再開をこの時計で2時45分ごろということにいたします。よろしくお願いいたします。

(14時35分)

〔休 憩〕

(14時46分)

坂本会長 それでは再開をいたしたいと思います。

日程に従いまして、5番の報告事項に移らせていただきたいと思います。

1番から順にご報告いただきたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、報告事項第1号、今後の主要日程(原案)についてでございます。

南部町発足前後の主要日程については、別紙(原案)に基づき調整するというものでございます。別添の報告事項資料1ページ目からご覧いただきたいと思います。この主要日程につきましては、いわゆるローリングプランということで、個別に一つ一つ改めて最終的には見直していかなきゃいけないという性格のものでございますし、また合併協議会の権限で決定することができない項目も当然含まれておりますので、この各決定権限をお持ちの委員会なりにつきましては、こういうベースをもとに決定をお願いしたいという趣旨の日程案でございます。

1ページ目の6月のところからかいつまんでご説明を申し上げたいと思います。

まず、その他の一番右端の欄で、今日16日でございますけども、県議会最終日、南部町設置の議決で括弧見込みとなっておりますけど、この括弧はとれたところでございます。同じ欄の南部町設置の総務省への届け出というのを週明けに入れておりますけども、明日、明後日に割合なるかもしれません。遅くとも週明けには総務省への届け出がされるである

うという見込みでございます。6月24日には参議院の通常選挙が公示されるところでございます。両町の議会の日程につきましては、このような日程であるというふうに伺っております。

1つめくっていただきまして、7月でございます。多少気が早いと思われるかもしれませんが、来月の中旬になりますれば、新町の職員の配置体制を検討を始めなきゃいけないという時期になってまいります。先進地の視察をしますたびに、少なくとも3カ月前にはという声をお聞きして帰ってきてるようでございますが、なかなかそれはちょっと現実に難しいという状況がありまして、かたいところで2カ月前には確実にやるという方針で臨んではどうかということで、このあたりから協議を始めてはどうかということでございます。

それから、下旬ごろから住民説明会を始めたいと思います。これは合併したらどうなるかというような将来目標、方針の中身ではなくって、合併当初は具体的にこうこういたしますという、住民に身近な事例を御説明申し上げるというような会に主な趣旨を持っていきたいというふうに思っております。

それから、12日ですね、その他の欄に南部町設置の総務省告示（見込み）となっておりますけども、この日を一つの契機にいたしまして、いろんな取り組みに具体的に入っていきたいと思っております。先ほど申しました町章の公募、あるいは次の項目でいたしますけども、新町発足の広報でありますとか、そういうものをこの日を契機に行いたいというふうに考えております。

それから、1つ進んでいただきまして、8月でございます。南部町の循環バスの運行を8月2日に開始いたしたいというふうに考えております。

それから、職員の体制の内示は、8月のなるべく早い時期にということを考えております。その理由の一番大きなものが、9日のところに書いておりますけども、新町の予算の編成を開始しなければなりません。権限上、新町発足時の予算を議会に諮って決定するというようなことは法的には一切ありませんけども、何らかの形で議会あるいは町民の皆様にお示ししていく必要があるだろうということがございます。その対処といたしまして、9月の町議会には新町の16年度、半年間でございますけども、その見込み、それと新町長と町議会の顔ぶれが決まりますまでの暫定予算と、この2つの形でお示しするということが必要になるかと思っております。そうしますと、作業的にはもうお盆前ぐらいから入らなければいけないということで、新町の予算でございますので、新町の職員体制を前

提として立てていくということになるかと思っております。お盆明けといいますが、お盆もちょっとかかっておりますけども、町長職務執行者への事務引き継ぎ書作成ということで、10月1日の時点では、ひとまず町長の職務を執行される方が1名決まります。その方への当面の事務引き継ぎの内容を文書でつくっていくと。それが事務方の話の中ではかなりのウエートになるかと思っておりますけども、こういうことも必要になってくるということでございます。

それから、住民説明会ですけども、概ね8月の末までには一通り終わらせたいと思っております。といいますが、9月の日程を見ていただければわかるんですけども、およそ9月に住民説明会をやっているような日程はとれそうもございません。8月中でひとまず終わらせていただきたいというふうに考えております。

それから、8月の30日に一応入れておりますけども、両町の合同の選挙管理委員会を開いていただきたいと思っております。その趣旨は、9月、10月の日程をご覧いただきたいと思っております。9月の6日には事務引き継ぎ書の作成を終わるという期限をつけておりますけども、両町最後の定例議会になるかと思っておりますけども、この議会が上旬から中旬ぐらいになるかと思っております。なるかと思っておりますというか、でき得ます限り早目にやっていただきたいという思いがございます。と申しますのは、9月の下旬にかかりますと、南部町への移管の関係でございますので、かなりの作業が出てまいります。従いまして、事務の間違いないように、なるべく早く議事を終了していただいて、新町への引き継ぎの準備に充てさせていただきたいというのが、執行部の方からの要望でございます。おおむね20日過ぎぐらいに議会が終わるということで前提を立てておりますけども、その相前後いたしまして、庁舎移転作業の第1回の物資輸送ということになってくるのではないかと考えております。

それから、同じ週の頃になると思いますが、最終の週だとちょっと厳しいという意味で、その前の週に入れてるものでございますけども、町長の職務執行予定者、あるいは事実上、助役の職務を当面やっていただく方への事務引き継ぎをこの辺でやっておかないと駄目ということになります。

先ほど申しました両町合同の選挙管理委員会を開いていただきたいという趣旨は、新町発足前ではございますけども、設置選挙の立候補予定者説明会を10月になってからではなく、あらかじめ両町の選挙管理委員会合同でやってはどうかと。といいますが、やらないと後の日程が苦しくなるからというようなことになるかと思っております。

それから、最終日のあたりでは、閉町式等を粛々と行っていただきまして、新町の事務への移行作業を最終的にやっていくということになるわけでございます。

10月1日、南部町が発足する予定でございますけれども、選挙管理委員会を開催していただきまして、新町の設置選挙をする必要が生じたという届け出等をこの日付でやってしまうと。辞令交付式等が当然あるということでございます。教育委員会もこの日に開催していただきまして、新町での暫定の教育委員会を組織していただくというような作業がございます。

届け出書の事前審査というものがございますけれども、今の選挙の日程を一応決めて、その後、通常の選挙の流れに入っていくということでございまして、投票日を24日に一応、想定しております。想定でございます、あくまでも。この段階で一応、新町のスタートの中の最終的なプログラムができるということでございます。

11月でございますけれども、初議会の招集を9日というふうにしております。これは選挙後の最初の議会の招集がおおむね選挙日から2週間というのが通例のようでございますので、一応ここに持ってきておるということでございます。今後の事務の詰めでもっと早くということになれば、当然、早くしていただくということはあろうかと思っておりますけれども、逆にこれよりも遅くなるということになりますと、ちょっと他の事務等に差し障りが出てくるのかなあというようなこともありまして、この辺が最終の期限なのかなあというふうに考えております。

概ね今、こういうようなたたき台をつくったところでございます。以上でございます。

坂本会長 具体的に日程のたたき台を示されましたが、皆さん方の方で何かこのことについてご質問ありませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 8月の予定の中で、8月の2日ですね、循環バスの運行開始記念式典ということと、電話の内線利用開始ということがあるわけですが、まず循環バスの運行開始ということで、この日から運行するという体制になるわけですが、具体的に若干考えておられるようなことは、以前にもあったわけですか、どのように考えておられるのが1つと、それから電話の内線利用開始ということで、どのように今後変わっていくのかということをお聞きしておけばと思っております。以上です。

坂本会長 わかりますか。

桐林次長。

桐林次長 循環バスの運行の概要でございますけども、当面、試験運行という性格が強い運行になるかと思っておりますけども、いろんな運行上の問題点、あるいはコースの最終的な決定に向けての運行ということになるかと思っておりますけども、当面、この法勝寺庁舎を起点にいたしますと、国道180号を上がる場所の交差点から溝口伯太線に参りまして、会見町の今の庁舎のあたり、これはちょっとまだ詳細が最終的に確定はしておりませんが、を通りまして、市山の中を通過して上朝金ですか、の方を回って保育所のところをおりてきて、馬佐良越えをしてまたこちらの方に戻ってくるという、おおむねのループのコース、これを外側に内回りといいますか、時計回り、反対回りに8便の運行を土台に今、協議、最終的な詰めをしてるところでございます。いわゆる運賃に相当するものとして、大人200円、中学生以下100円、小学生以下無料ということを前提に、そのほかの割引制度等も今、内容の詰めを行っているところでございます。

特にルートについていろんな意見がございますけども、これは今、あくまでもたたき台であるというふうにご検討しております、最終決定ではないと。既に先行されている町の方針といいますか、考え方を伺いますと、淀江町のどんぐりコロコロなんかは1年半ぐらいですかね、事実上の試験運行期間であったというふうな認識だというふうに伺っております。鳥取市でも大体約1年間ぐらいの試験運行があって、最初のうちは3カ月ぐらいで切りかえたんですけども、コースをですね。最後の方は一月ぐらいでぱっぱっと切りかえて非常に目まぐるしかったというような記憶もありますけども、少なくともそれぐらいは試験期間ということで、いろんな意見を吸い上げて、最終の決定に向かっていきたいというふうにご検討しております。

もう一つ、このいわゆるループ型の運行がすべてではないというふうにご検討しております。最終的にはぐるっと回るものと、あと谷筋でございますが、谷筋で十分に交通がカバーできてないところについてはシャトル型といいますか、行ってこいという形ですね、同じルートを行って帰ってくるというようなものとの組み合わせをできないかというようなことが今後の課題になってくるということで、まずはこの循環型でスタートするという趣旨の運行でございます。

それから、電話の内線の利用でございますけども、こちらにつきましては極めて役場内部のことになるわけでございますけども、予算的には必ずしもペイするかどうか疑わしいところがございます。といいますのが、電話の内線の目的につきましては、従来こちらの西伯町の庁舎に電話をかければ、その中で内線を転送するというようなことで、かけ直し

てくださいというようなことは不要であったわけでありませうけれども、今後、従来のとおり
に電話される方が相当多数あると、なかなかこれは変わらないと思えますけれども、これを
一々、今度は何番になりましたので全部かけ直してくださいということは、非常に住民サ
ービスの低下を来すということになろうかと思っております。従いまして、いわゆるどこ
かにアクセスしていただければ、あとは庁舎内と同じ扱いの転送ができるというような形
での電話内線利用がこのころにはできるかなと思っております。当初申しましたように、
まだこれ見込みでございまして、ずれ込むことはあろうかと思えますけれども、そういう意
味での電話内線の枠組みを整えようというふうに考えております。

最後にちょっと経費のことを申しましたけれども、経費のことだけ考えますれば、恐らく
町の直接の財政の面からいえば、かけ直していただいた方が得というようなことになろう
かと思えますけれども、それではちょっと住民サービスとしていかなものかというような
発想で取り組んでおるものでございます。以上でございます。

佐伯委員 非常によく分かりました。この循環バスの関係につきましては、これはご説
明の中にございましたように、ループ型と、もう一つは、試験運行という形をとっていく
ということでございますので、当然、試験運行というのは必要だというふうに思います。
そういう試験運行を経ながら、どのくらいの乗車率があるのか、あるいはどういうふうな
状態での利用があるのか、バス停あるいは時間割り等々も、8便ということがあったん
で
すけれども、これを6便にした方がいいのか、10便にした方がいいのかというようなこと
等々も考えていただきながら、行く行くはやっぱり住民サービスという観点からいえば、
シャトル型ということも、特に西伯町、会見町、各谷、谷を網羅するということは非常に
難しいかも知れませんが、そういう面を含めた住民サービスを考えながらの試験運行と
いう形、あるいは運賃の関係に見合っということですが、例えば米子では100円バス
ということ定着しているように思うんですけども、ここではそれがいいのか悪いのかい
うことも含めて検討をお願いすればというふうに思っております。そういうことで、試験
運行ということでも今度もますますそういう面で、特に南部町ということでの発足に対して
かなりの方々がいろいろな意味での目をつけられてる点が目立つわけですね、シャトル
バス等々も含めて。そういう面で、今度是可以限り目立つ、この住民説明会がちょうど
最中になってくる中でございますので、できるだけそういう面でのPRを兼ねた考え方を
とっていただければというふうに思います。

それから、電話の内線利用ということで、これも非常に住民サービスの観点から一体感

を醸すということから、事前に8月からということで非常に私はいいことではなかったかなあというふうに思います。10月1日からじゃなくて、8月からそういう面で内線利用ができるよということは非常にありがたいなというふうに考えたところです。以上です。

坂本会長 他にございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 その他で思いましたけど、今の循環バスの障害者の方の利用についての、路線バスの半額というようなのがあるわけですけども、その辺のところはもちろんそうであるとは思いますが、例えば提示の障害者手帳ですね、そういうものの扱いについては、8月からそういう循環バスを回す中で、やっぱり路線バスのようなそういうものをきちっと提示させるのか、何か行政の方でそれにかわるような簡単なものを交付するのか、その辺のところは、半額というのは多分それでいいと思いますけども、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか。半額も含めて、全く考えてないというのか、その辺を含めて。

坂本会長 わかりますか。

桐林次長 障害者、半額ではなくて、小学生以下……。

宇田川委員 いやいや、路線バスの場合には障害者の方が、小学生じゃないよ。

桐林次長 わかりました。障害者という範疇をどういうふうに見るかというようなことがあるかと思いますが、この趣旨は、いわゆる公共交通のないところに交通を接続するという趣旨でありまして、必ずしも、何ていいますか、一律的な障害者対応をするというようなことを今、前提にはしておりません。仮に、障害者イコール低所得者というわけではないというような観点がございまして、その辺については、そういう観点も含めまして、今後まだ詰め段階でございまして、具体的な検討をしてるということでございまして、そういうふうにご承知おきいただきたいと思います。

宇田川委員 ぜひ障害者の方にはやはり半額なら半額の、今言われることはわかりますけども、利用してもらってのいわば循環バスであるし、そういうところに手の届く、合併したらそれを切り捨てるような形にならんように、そういうところに温かい手が差し伸べられるということを私は特に希望しますので、やはり障害を持っておられる方は200円じゃなしに100円で乗れるというふうな配慮をぜひお願いしたいというふうに思います。答えは要りませんから。

坂本会長 景山主査、何か見解はありますか、構想は。

景山主査 済みません。バスの担当をしております景山といいます。今のお話があった件ですけれども、現在までの話の中では、このバス自体が先ほどもありましたように、特に両町をつなぐ一体化の調整というのは当然でありますけれども、交通不便者の方のことを考えたバスであるということから考えますと、そこに特別な高齢者の方、あるいは障害者の方に割引をしていくということをしなくてもいいのではないかという考え方を現在のところはしております。

そのほかのことですけれども、循環バスとそれから既存のバスがあるわけですが、これを使い継いで学校に行くとか、高校生が行く場合に、その辺の日ノ丸との共通定期といいますか、そういうところでの今、割引を別に考えてます。先ほどの話ではそういうことです。

坂本会長 事務局がいろいろたたき台として原案を考えておりますが、この問題については委員さん方からご意見をいただいておりますが、いいのではないかと会長として判断しますので、もうちょっと時間をとって、いろんな人の御意見を、事務局に言うのではなくて、ここの場で開陳してください。

福田委員 未定の問題だけ、今ちょっと遠慮はしておりましたけれども、今、検討中だということは私も重々承知はしておるわけですが、基本的には以前の路線バスというのは民間主導の地域バス路線、しかも利潤、採算性を持った経営形態だというのが基本であったわけですが、ご承知のとおり、これが国の補助制度等を踏まえながらも、なおかつ今、減少形態をとって経営形態そのものが非常に中山間地域では難しいというのが実情であるわけですが、民間はどんどんどんどん撤退をする、末端を切っていくという傾向は、これはもう全国的ですし、極端な山間地域におきましては、民間事業者が撤退をしていくと。近隣ではご承知のとおり、本社が松江にあります一畑バスですが、安来市、伯太町、広瀬町管内をすべて撤退をして引き上げをしたのが実態でございます。したがって、安来、伯太、広瀬というものは、この公共交通のバスが皆無になったわけでございますから、ああいう形態で1市2町がイエローバスということでやっておられると。ここまで、いわゆる追い詰められておるとい実態の中で、今、西伯と会見が連絡バスをやろうとしておる、このことは民間と、いわゆる民間が撤退をした後の地方自治体が事業主体としての事業推進をせざるを得なくなったというのが生活交通だと思っております。

そこで、私の場合は、特にこの交通というものが、いわゆる採算ベースで物をとらえた場合に非常に大きな認識の誤りがあるというぐあいに思いますのは、自家用車で移動がで

きる人、運転もできなければ免許証もないという方々の、いわゆる交通弱者、子供、これらの人たちを交通の中でどうやっぱり救っていくのか、交通の福祉ということを私は原点の議論として持っていかなければ、非常に今後、難しい要素が出てくるだろうと。

そこで、それは今後、民間の幹線の運行と幹線外の運行というものを睨んだ地域交通というものを組んでいく必要があるというぐあいに思っておる。これを基本として、今回はコミュニティーだけの問題にしますが、ルートについても、先ほど桐林さんからありましたように、今、合併において全く交通の連絡がないわけでした、会見町と西伯町を結ぶ路線を設けるということは全く同感であり、いいと思っておりますが、ただ、これがいわゆる本線の幹線部分だけで、目標としておりますところの交通不便地域解消、それから交通弱者の救済、これらから考えてみると非常にまだまだ不十分というか、議論の仄聞があるというぐあいに思っております、これは先ほどご報告がありましたように、試行の中で是正をしていくということの報告もあっておりますから、私は当面もう時期として8月1日には、今申し上げるようなことは間に合いませんので、8月1日の運行を行いながらどう整備を進めていくかということが、非常にこの南部町の大きな使命であるし、そのことが共通できるのは自治体の運行主体であって、その地域はいわゆる乗らなきゃ何にもなりませんから、地域の住民、集落も本当に自分たちの交通であるという共通認識、これは当然つくり上げていかなきゃならんわけでした、そういう面でルートの件についても、先ほどありましたが、個人的に言わせてもらうなら意見がありますけど、それは言いません。小委員会なり対策委員会で検討されておりますから。

そこで、運賃の問題を言いますと、200円というのは非常に近隣のこの種のバスでは高いという感が恐らくするであろうと思えますし、また住民からも出るだろうというぐあいに思っております。1周200円もするなら、非常に高いとか、安いとかの表現まで来ませんが、多分に1周バスに乗って西伯町役場から乗って西伯町役場へ帰って1周乗る、これはあり得ないと思っております。西伯の人が会見町の役場か、もしくは福祉センターに、その逆で病院に来るとか、西伯の庁舎に来るとか、そういうことは考えられますから、本来ならば、片道100円ぐらいで、往復すれば200円ということ、そうすれば自家用車で行くよりも安くなると、恐らく安くなると、金額的には。そういうことから考えて、いかにたくさんの方が利用するかという体制というのは大事だろうというぐあいに思っております。

従って、先ほども出ておりますように、できることならば会見町の庁舎、あるいは法勝

寺庁舎を含めて、そこを拠点に、その間は100円、そのかわり100円で1周すれば200円という、例えば馬佐良の人が会見庁舎に行く場合は100円、そういう格好で半分半分を取れば、100円で十分対応できるなあという気は実はしております。

それから、もう一つは、先ほどございました、いわゆる障害者割引、民間の場合はやはりそれなりの考えがあるわけですが、地方自治体が先ほど申しあげました交通福祉という立場から考えるならば、私は配慮すべき必要があろうかなあというぐあいに思っておりますし、もう一つは、やはり高齢者、例えば70歳とか75歳、そうした方々が免許証を持っておるけど体が弱くて運転が非常に困難になってくるというようなことが考えられるわけですから、人生の中では、そういういわゆる方々も、運賃を安くしてたくさん利用していただくという方向づけの中では、具体的にはこれ以上申しあげませんが、そういう対象者に割引制度というものをつくってあげてはどうかと。それで今度、逆に申しあげますが、恐らく全国一律の障害者の証明はあるわけで、誰でもするかということになりますと、拡大解釈でいろんなことが出てきますが、当面やはり南部町に在住する人たちにはそういう配慮があってしかるべきじゃないかなあと、これがいわゆる行政事業主体の交通福祉に値するやっぱりメリットかなあという実は気がしておりました。

今日はそういうことでありますし、もう一つ最後に申しあげますが、今回の運行実態とそれから最終的には運行経費の総額状況が、決定しておりませんから幾らになるかということは今日段階ではわかりませんが、少なくとも総経費、わかりやすく言いますと、年間1,000万円出たとするならば、そのうちでいわゆる国、県の制度上の支援がどの程度あるのか、あるいは利用者がどの程度、受益者負担として払われるのか、もう絶対不足が出ますから、不足分の率がどれくらいあるかということによって、経営形態の判断もしていかないと、これは必ず地方自治体がかぶっていかなくちゃならないわけですから、そういうようなことも十分検討いただいて、できればもう出発を8月1日までにそういうことができないとするならば、本当は早急にやっていただかないと、路線にしても、一たんそこを走ると、こっちの方がやっぱり入りがいいがなとか、こっちの方が要望が強いがなということで、途中変更というのは非常に利害関係、地域感情というのが出てくるわけですから、そういうことも考慮していただいて、決定をしていただきたいなあという思いが実はしておるところでございます。

当初は、私もこの協議会の中で聞いておりました、5台ということ計画でありましたから、5台あればかなりの綿密なサービス網が敷けるなあと思っておりましたところ、3

台になったわけでございますから、理想的な形態は今回つくりにくいだろうというぐあいに思っております。したがって、3台で出発をし、いち早く諸問題を集約しながら、地域の声を吸収しながら、願わくば2台の追加的なものをやられて、早い機会に、1年も1年半もというより、できるだけ短期間に総合的な体制整備ができれば、またそれに対する経費の住民負担というのかなり地域で、ただ我々は免許を持っておりますから用がない、関係ないということがないようにひとつお願いをして、若干の感じておることを申し上げておきたいと思っております。

坂本会長 もうちょっと要約して、この料金のことについて、ほかに御意見ございませんか。

岡田委員。

岡田委員 先ほどの2人の委員さんのお考えに賛成でございます。私のうちの近くにも、バスに乗り込むことさえも難しいような方がおいでまして、そこを見ておるわけですが、本当にああいう人は自分たちに、このバスさえも配慮してもらっておるのかなという思いが伝わってくれば、どれだけ思われるかわからんように思うんですわ。特に公共で置いた地方自治体の運営のバスに、特にそういう点を配慮されるようお願いをしたいと思えますね。逆になってしまっておるんです。

坂本会長 途中ですけど、景山君、こういう路線だとか、それから料金だとか、運行形態などを決めるのは、これ協議会が決めるんですか。誰が決めることになるわけですか。

桐林次長 最終的な決定は、これは今のところはまだ両町で負担するという、経費を負担してやるという事業でございますので、8月のスタート時点の枠組みについては、それぞれ両町の議会と執行部との枠組みで、両方の意見がそろってオーケーになるというものだというふうに考えております。この合併協議会の専決事項にはちょっとならないと思っておりますので。

坂本会長 ということは、できるだけ速やかに原案を出していただいて、それぞれの議会でご協議いただいて、合意をいただかんといけんということですね。

桐林次長 はい。

福田委員 それと、西部地域の協議会に案としてまとまったものを再度、報告というか出して、その許可がないと、実際には補助対象とか、いろんな対象にならんと違いますが、計画書、3年の計画書を出しながら。それがないと、実質上の制度上の生きてこんと一緒だと思いますが、いかがですか。

坂本会長 景山君。

景山主査 西部地区協議会に関しましては、今年の2月にありましたときに、既に運行してもいいということでしたので、多少の変更はあるということで、その場でも言っておりますので、それで通るといふふうに考えております。

福田委員 後の最終的にまとめたものというのは、要らんですか、計画。本来なら3年間の計画書というのは義務づけられておったわけですが、以前は。今はもうそれがなくなりましたか。

坂本会長 そんなのがあったでしょうか。

福田委員 後でいいです。たまたま一般質問で通告させてもらっておりますけん、また後で。

坂本会長 景山君、さっき桐林さんが言ったこととあなたの考えとったことは違うわけですか。

景山主査 いや、違います。

坂本会長 一緒。

景山主査 はい。

坂本会長 じゃあ、それぞれの町で事務局が原案を出したものを協議するわけだな。

景山主査 済みません。その件については、現在のところ、西伯町の方でバスの検討委員会というのを持っています。その中には小委員会というものをつくって、その中で検討してきてるわけですけども、その小委員会の中に会見町の方からも参加していただいております。そこで決定したものをよしとするといいますか、決定するというところで理解をしております。

坂本会長 その一つの流れの中で、無料にはしないと、半額にはしないとすることを大体まだ生煮えだけど、言いなつたが。

景山主査 はい。

坂本会長 だけど、議長やちは違ったことを言っちゃうなあわけだが。これはちょっと合わんで、このまま行けばな。

宇田川委員 合わん。子供はいいぐあいにしなつたけど、障害者はいいぐあいにしならんて聞こえたけん。

坂本会長 要は、両町の検討委員会の結果が伝わってないな、まだ。そういう段階でないわけか。詰めるところがまだたくさんあって、まだそういう発表する段階じゃないという

ことか。

景山主査 済みません。失礼しました。現在まだ小委員会の中でいろいろと話をし、出ているのが、今お話ししたということです。ただ、決定というところにはまだ至っておりません。

坂本会長 意見を今日はいろいろ出してもらって、それを聞いておいて反映していただくということだね。

景山主査 はい。

坂本会長 そういうことだそうですから、御意見を出してやってください。

福田委員 結局、大事なことは8月1日から9月末までの行政が出す負担を、本来ならば営業キロ案分で、100万円出して7・3なら70万と30万わてとか、いろんなあれがはずですけど、今回の場合は2カ月間ですが。10月1日から南部町という一つの財布になってしまうわけですから、別に一つになれば、仮に100万円をその財布から出す。2カ月間どうするかという問題、特に会見町さんの場合は、米子市との現在、21条でやっておられるのですが、御内谷線というのを。

坂本会長 どうぞ。

三鴨副会長 このバス問題については、もう距離数だとか、そうじゃなくして、あくまでも折半だと、コミュニティーはね、いう考え方でおりますし。

福田委員 それは理解できます。

三鴨副会長 それから、議会の方にも、この小委員会の中身を持ち帰って、そして路線について相当意見がありました。ありましたけども、山手線のように、ようけ通るところにまずやっというて、そしてやりながら、報告ありましたように、谷筋は、じゃあほかの方法があらせんかというものを今後、時間かけて協議すればいいじゃないかということとで了解。

それから200円というのも、基本的には議員の皆さんに了解をとっておるわけです。あと特別な、今ありましたように、障害者だとか、あるいは高齢者をどうするかと、そういう詰めたものは、また意見の中でやっていただいたらいいかとは思いますが、私は基本的にはそういうことで、ほぼ予算も組めるなあというような思いで議会に、全員協議会で諮らせてもらって、ほぼ大筋は了解をとったというぐあいに理解しております。

坂本会長 なら、私の方でちょっと整理させてもらいますが、いわゆる子どもは半分ということは多分、交通弱者に対してそういう措置をするということですか。そうすると、そ

ういう精神からいうと、障害者だとか国保高齢者の問題なんかは、当然そういう措置を考
えるという流れになるんじゃないかなと思うんですけど、事務局ではそうは考えんだとい
うお考えですから、この問題だけに絞って、いわゆる障害手帳を持っておられる人とか、
そういう人に限ってどげしようかいうことをちょっとご意見をいただきたいと思います。
ここで決めるわけじゃありませんよ。意見を言っていただきたい。

塚田委員。

塚田委員 ちょっと確認ですが、小学生以下は無料ということですね。小学生は無料な
んですか。

景山主査 小学生未満が無料です。

塚田委員 未満が無料。じゃあ小学生は100円ですね。

福田委員 未就学、いわゆる学校にいかない子は今でも無料ですから、制度、交通機関
は。小学校だけは小人。中学校は大人になるんですわ。これが一般です。

坂本会長 ご意見はないかな、ご意見は。

塚田委員 続けてあれですが、会見の宇田川議長もおっしゃったように、坂本会長の方
もおっしゃったように、やはり通例からいくと、そういう障害者の方であったり、そうい
う、さっき話があった高齢者の方、優遇料金というか、それはぜひとも採用すべきじゃな
いかなと思うんですけど、そのあたり、考える余地というのは。

坂本会長 質問じゃなしに意見でして。他にございませんか。

板委員。

板委員 思いとしましては、やはりそこら辺、一応基本は200円として、障害者とか
高齢者の方には無料券を配付するような、そういった方の中で低所得者である。あくまで
も、結構高齢者であっても障害者であっても、今、支援費制度なんかも充実してきてると
ころもありますし、ある程度の所得を持っておられる方はたくさんいらっしゃると思うん
ですよね。そういった中で行政の側の福祉として配慮をするということであるんなら、無
料券的なものを配布していくというような形の方が私はいいんじゃないかなあというふう
に思います。

坂本会長 他にございませんか。

秦委員。

秦委員 私はとっぴな発想ですけど、料金は必ず経費として要りますが、南部町全世帯
を株主というとおかしいですけど出資金を出して、2,000円ですか3,000円です

か、年間、200円だったら10回乗れば2,000円ですだけんね、大体ね。15回乗れば3,000円。とっぴな考えですけど、出資金みたいな形にして経営して、それが試行された場合に200円でやった場合に、1カ月なら1カ月で年間の月数、一月で実績が出て、大体このくらいな年間赤字になるがということが想定できると思います。それは福祉バスという観点から、その赤字を行政として補てんできる額であるかどうかということの検討をするんじゃないかと思います。そうすると、出資金制度みたいなことをやれば、各家庭で無料バスを出して、それで介護する人は特に2口欲しい人は2口購入するとか。小学生は毎日乗ればバスを出しちゃらないけんということですけど、そういう別な角度の検討をされたらいいんじゃないかと思いますが。200円で一応は試行して、1カ月どのくらい金がかかるかと、どのくらい利用者があるかと、それによってどのくらい赤字が出てくるかということの検討を、補助金の関係もあるでしょうし、なかなか200円にしても、福祉バスの観点から赤字が出た、その赤字を行政がこたえられる範囲の中にあるかということがもう一つの問題点だと思うんですが、物すごい行政が負担となれば、その支弁とか、バス代にするならバス代を若干上げないけんと思うんですけどね。どっちを採用するかということは別にして、なかなか今のところわからんけん、利用者が乗るだろうかということが……。

坂本会長 乗りならんかったらやめにやいけません。

秦委員 乗らんだったら、空でからからこれは回っちゃうだったら。あやくちゃんいうことになりますけん、その辺ですがな。と思いますがな。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 料金の関係については、今まで検討会の中で決められた基本的に200円、これはいいと思います。小学校、中学生は100円、これもいいと思います。未就学の子供について無料だと、これは基本ですのでいいと思います。さっき出ております障害者については、これは半額に初めからするというような方向もいいだろうなあ、あるいはさっき板委員のおっしゃった補助券を出すと、こういう形、いずれかでよろしいと思います。高齢者については、配慮は私は必要はないだろうというふうに思っております。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 先ほど来の考え方で、一番最初、宇田川議長さんの方からございました障害者の関係、これは当然、私は必要ではないかというふうに思います。それは当然、考慮に入れていただきながら考えてもらうということが必要だというふうに思いますが、当初、

7月の26日から住民説明会開始ということであったわけですが、これで説明会の中で、当然この循環バスの運行の関係についても説明されるんじゃないかなというふうに思います。その中で、まだ決まってはおりませんが、こういう考えですということになるとは思いますけども。といいますのが、今回、ここの場でいろいろな意見を聞きながら小委員会に反映させて、両町の議会で議決を経て決定という形になるということだったのですが。ということから見れば、その議決の関係が、6月の定例議会は18日からなって、7月にはそれはないわけで、今度、8月の中でということもない、今度、9月になってくるですか。議会の議決じゃないんですか。議会の関係とはまた違うんですか。

坂本会長 合意をいただいてということですよ。

佐伯委員 合意ですか。ほんならいいです。

坂本会長 全協か何かで寄って、ご理解をいただいて進めるいうやり方もあります。

佐伯委員 そういうことですか。それで了解しました。

福田委員 運賃の関係ということに絞りますが、200円ということになぜ私がこだわったかというのは、既存のバス路線は初乗り、一番最初乗った距離ですが、これ160円なんです。ところが同じ日ノ丸バスの路線とコミュニティーバスが同じところを走った場合に、町がやるバスは200円、日ノ丸に乗れば160円、こういう現象が必ず出てきますから、その場合の住民の反応はどのように出てくるかというのが、一つの心配でございます。それと、日ノ丸には割引ですから、150円の半額、80円で障害者の方は乗れると。ところが、旧態依然、障害者の方が同じところで乗れば200円で乗らにゃいけん。それじゃあ、町のバスに乗らでも日ノ丸の方が安いかなということが後ほど出てくるだろうというぐあいに一つは心配しております。例えば200円と、それから同等のところを通った場合での障害者割引すると、かなりその対比論というのは、もう日々利用する人は必ず、かなり神経質に言われると思いますから、そのことをちょっと心配をしております、個々のことは申し上げません、この間はどうぞ、この間はどうぞ、特に会見町さんの場合、御内谷から手間までは相当の距離が競合になっておるわけですから、そこら辺の反応がどう出てくるかなあ、西伯町の場合は阿賀交差点から福頼ですか、その間にどういう影響が出るかなあという心配は一つしておるわけございまして、必ずしも何円でなけりゃいけないということを私は断定的なことは申し上げません。やっぱりせっかくやることですから、行政のやられることの中でそういう矛盾性が出て、不信感を抱くようなことがあっちゃならないなあという、単純にそれだけのことでございまして。

坂本会長 他にございませんか。

橋谷さん。

橋谷委員 じゃあ、これは新しいことですので、いずれにしましてもやっていく中でいろんな問題が出てくると思いますから、委員会を設けまして、よそとの情報なんかも集めながら、何か進化していくというんですか、いろんないい方に持っていったらいいなというふうに思います。

坂本会長 大体出尽くしたようですので、今日の意見を参考にして、両町の検討委員会で早急にたたき台、原案をつくっていただきたいというふうに思います。

これは私見ですけど、8月からやるというのは、共同事務ということになるんじゃないでしょうか。そうすると、例えばうちならうちが主体になって会見町と共同事務でやる。そういう手続が要るへんだあかという気がするんですけどね。要らんかもしれん。そういうこともちょっと考えて。

福田委員 それと町長、一つだけ。地方の自治体と自治体がやる場合は、1対1のということで優遇制度があるんですよ、補助なんかにもね。ところが、1つの町でやると全くそれが無いという、こういう矛盾性もありますから、そんなのも研究してもらって、できるだけ町が出す銭が少なくなるようにという配慮と住民の利便というものを考えた中での地方自治体の主体事業ということで考えてほしいと思います。以上です。

坂本会長 この点につきましては、以上で終えたいというふうに思います。

思わぬところで足踏みしてしまいましたが、報告事項の第2項に移りたいというふうに思います。

岡田君。

岡田室長補佐 報告事項の2号ですけども、13ページでございます。

南部町発足周知用懸垂幕の掲示及び公用車への表示についてということでございますけど、これは南部町の機運醸成のためにですね、南部町10月1日誕生というような懸垂幕なりステッカーなりを、懸垂幕につきましては西伯、会見町の両庁舎に、それからステッカーにつきましては60センチ、30センチぐらいなマグネットのステッカーを公用車につけるとということで考えております。これは先ほど報告がございましたけど、7月上旬、12日にぐらいに総務省の告示がある予定なんですけど、そのときから9月30日までこういうものをつけるということで、広く町民の皆さんに合併に向けて機運を醸成していくということでやらせていただきたいということで考えております。以上でございます。

坂本会長 これは特にご異論はないと思いますので、次に移らせていただきます。

報告事項第3号、まちづくり委員会第2ステージの開催状況について。

事務局からお願いします。

奥山室長 皆様方に本日お配りした分をごらんをいただきたいと思います。報告事項第3号、まちづくり委員会第2ステージの開催状況についてということで、まちづくり委員会の第2ステージにおける各小委員会会議の開催状況は、下記のとおりだったということで、1、開催日時及び場所ということで、第1、第2、第3小委員会でそれぞれ一、二回行われておるところでございます。小委員会の開催内容につきましては別紙の方で既にお配りした資料でございますので、ごらんをいただき、それぞれ報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次回の開催日程ということで、6月のはそれぞれ1回ずつ、第1、第2、第3小委員会が上がっております。まちづくり委員さんであります、当初42名でスタートいたしまして、その後、本人より6名の方が辞退をしたいということがありまして、現在36名となっております。内訳でありますけども、西伯町の方が17名、会見町の方が19名でございます、第1委員会は7名、第2委員会は13名、第3委員会は13名ということで、残り3名はちょっとまだ所属が不明というような状況でございます。また、全体会議の日程等につきましては、今のところは未定でございます。

それでは、第1委員会の方から報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

桐林次長 それでは、第1小委員会の第2回目の協議結果を簡単にご説明申し上げたいと思います。

前回、町章について公募してはどうか、町章等について公募してはどうかという意見をいただきまして、合併協議会に諮りましたその結果をまず簡単にご報告しております。5月28日の開催でございます。資料の7ページでございます。失礼いたしました。

まず、前回の合併協議会にその提案の内容を報告しました、そのときの意見をご報告申し上げます。町章の公募はよいことであるけども、シンボルマークやマスコットキャラクターまで一緒に公募すると混乱するのではないかと。公募自体は協議会の名前で行うこととした方がよいのではないかと。あと、審査の過程での住民参画について意見を聞きたいということ。それから実際の募集要領を参考に見ていただきたいというようなことで、報告をいたしたところでございます。

これに対しまして、町章はやはり公募の方向で対応していきましよう。それから、集めたものについて、1次審査したものを協議会なり新町へ引き継ぎましようということでございます。この辺は、本日提案いたしました募集要項に反映させていただいたところでございます。そのほか、町民の意見を直接聞く段階も必要であろうというようなことございまして、やはり何らかの町民の方の意見もいただく機会を設けるということで案をつくりたいというふうに思っております。

それから、公募の開始は合併のスケジュールから見て切りのいい日がよいのではというようなことがございまして、また期間が長ければよいというものでもないというようなこともありましたけども、本日、一応合併協議会の方に提案させていただいて、一部未定のところも含めて概ねこれでよいということでありましたので、これを改めて提出いたしまして、もし部分的に修正がというようなことがあれば、それも含めまして最終的に総務省告示の日に間に合うように調整したものを最終のものとしていきたいというふうに考えております。

それから、その他の枠につきましては、やはり町章とマスコット等はちょっと別格であろうということで、新町の体制が落ちついてからじっくりとお決めになった方がよいだろうということに落ちつきました。

それから、町民憲章などについてでございますけども、やはり決めるべきであろうというご意見をいただいております。あとそれから、各種宣言のうち、人権宣言についてはこれはもう別物である、人権宣言は必ず行っていただきたいと。その方法につきましては、町の執行部と議会等がそれぞれあるわけでございますけども、こんな方法でつくって下さいというようなことについて、次回以降検討していただくということになっております。

先ほど、ちょっと簡単に申しましたけども、最終的な決定段階までにどのような形で住民に参画していただくか。ここについては今後の検討事項ということで、幾つか事務局の方で案をつくってお示しをして、たたき台として検討していただくという方向で今後進めてまいりたいと思っております。次回の開催は6月28日を予定しております。以上でございます。

奥山室長 続きまして、第2小委員会の報告をさせていただきたいと思います。

資料の方は9ページから12ページでございます。この2回におきましては、新町発足後の住民参画のあり方についてどうかということで、最初のテーマは新町の総合計画策定についてはどのようなあり方がよいのかということで、それぞれ委員の皆様から活発な意

見が交わされたところでございます。

5月10日の会議では、各委員さんが意見を話し合いまして、さらに6月の1日の会議では、各委員が具体的な案を持ち寄りながら、参画メンバーの案を持ち寄りながら、一定の方向を得たところでございます。

まず、5月の会議では、住民と区長会などの組織とは意見とか要望などの声の取り上げ方が違うのではないかと。また、計画立案から立案して策定から、それが決まってさらにということになった場合に、住民がどこまで関与できるものかというようなこと。また所属委員の中から出されました地域協議会設置案ということですが、これは地域協議会を会見町の場合は旧村、西伯町の場合は地区公民館単位ということで、住民による組織をつくって自主運営をして、地域ににぎわいを取り戻す取り組みはどうかというような提案でございましたが、この中でも関連しまして、地域性といいますか地域代表の構成も必要ではないかというようなことでございました。具体的には10ページの上段の方でありますけれども、参画メンバーには充て職も必要ではないか、もっと広く考えれば、学識経験者やまたオブザーバー的な存在も必要ではないかということでありまして、公募については地元割合とか、そういうようなこともありますし、また女性とか可能な人材をどこまで吸い上げることができるかなどが話されたところでございます。

続きまして、6月の会議では、各委員さんから参画メンバー案を出して、それを説明してもらいまして、それについて話し合いがなされたところでございます。特に、次の時代を担う若者の参画をどういうぐあいにしようかということで意見も出されたところで、ただ出るだけではつまらん、やっぱり中身がある意見が出るのが必要ではないかというようなことで、いろんな意見も交わされたところでございます。その結果であります、12ページの中段の方でありますけれども、全体の数といたしましては50人程度ぐらいで、うち半数は公募で行って、町民対象で、特に高校生以上で世代のバランスを考えてもらうということでありまして、また地域代表、区長さんも含めてでありますけれども、周辺の声を生かすためには必要であり、学識経験者も含めた地域のバランスに配慮して選考してほしいというようなことで、一応のまとめりができたところでございます。

そういうようなことで、毎月2回ぐらいの開催ペースで、両町の交互でやっていこうということで、明日の夜、会見町の方で次回はやるように予定をしております。以上でございます。

米原室長補佐 第3小委員会の報告をさせていただきます。

第3は、新町におけるイベント等の開催に向けて話し合いを進めております。5月19日の会議では、ウオークラリーを企画してはどうかということで話し合いを進めまして、6月10日の会議では、その具体的な内容について話し合いをしております。

事務局の方から文書にいたしております健康ウオークとかウオークラリーの資料、それから倉吉市の未来ウオークの資料を提示しまして、話し合いを進めていきまして、中身では一応10月31日あたりにそういうイベントをしてはどうかということ、それからウオークラリーで実際歩くコース、会見町役場と西伯町役場のその間を歩いてはどうかという意見でとりあえずまとまりまして、6月24日にその下見も兼ねて現地を歩いたり、車で移動してみたりということで、検討していこうという話になっております。以上です。

三嶋副会長 今、坂本会長、ちょっと席を立ちましたので、今のまちづくり委員会第2ステージの小委員会の状況について御意見が、あるいは御質問があれば、どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

三嶋副会長 じゃあ、了解いただいたということで、次はちょっと大事な項でございますので、4、質問書に対する回答について。これは会長が来ましてから報告をしたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。

坂本会長 再開します。

報告事項の4、質問書に対する回答について。

事務局。

奥山室長 報告事項第4の質問書に対する回答ということで、別刷りの資料15ページをごらんいただきたいと思っております。

平成16年4月26日付で「まちの未来を語る会」代表、坪倉嘉昶及び武安恵子から提出された質問書に対して、次のように回答した。

1、回答の方法であります。平成16年6月11日(金)午後3時から5時まで、会見町役場会議室において、別紙回答書を説明したところであります。まちの未来を語る会からは6名、事務局、野間田事務局長ほか4名及び両町の財政担当者で対応をしたところでございます。

回答の概要については、別刷りの16ページから20ページの質問書に対する回答についてということで、資料をご覧いただきたいと思っております。このたびは当協議会に対しまして質問をお寄せいただきましてありがとうございました。いただきました質問に対する回

答は下記のとおりですということで、1番から11番までそれぞれ項目に従いましてお答えしたところでございます。

1番の財政計画の策定等についてということで、これは別添のとおりですということで、19ページから20ページの説明であります。これは1月に開催いたしましたまちづくり計画の住民説明会に添付した資料でございまして、歳入歳出の積算方針の考え方というようなことで添付させていただいたところでございます。回答の内容につきましては、それぞれごらんをいただいておりますというふうに思いますので、質疑応答につきまして、そちらの回答結果の16ページの方をご覧をいただきたいと思います。

回答の概要としましては、文書を手渡しまして、口頭で説明をしたところでございます。順番が回答の順番と多少ずれておりますけれども、財政計画の見直しはいつの時点であるのかというようなことで、回答書の10番の項のとおりということではありますが、現在の計画の策定は昨年10月時点だったので、計画書に明記のとおり、状況変化にかかわらず毎年見直しをするということで、当面、新年度予算編成時となるということでありまして、また政府の三位一体改革案方針は今現在定まっていないため、今の時点ではできないというようなことでございます。

それから、扶助費の今後の傾向はということでありますけど、これは次の18ページの方で説明させていただきたいと思いますので、続けさせていただきます。

計画は現時点で有効か無効かといったようなことで、これは回答書2番のとおりでありますけれども、昨年10月の作成時点は今の制度に沿ったもの、またその制度が変更が見込まれるもの、また今後、変化が見込まれるものなどを考慮して積算したわけでありまして、制度変革とともに有効性が低下するということは回答のとおりでありまして、有効か無効かということでは表現ができない。言いかえれば、確実性ということも考えられるというようなことでございます。

それから、次の財政計画の見直し後はそれを差しかえるかというようなことでありましたけど、差しかえという趣旨ではなく、見直しすれば全体の内容を公表することになるということでございます。

それから、16年度の財政推計の額と両町の当初予算額の合計額の数値が乖離してるということではありますが、これは回答書3の項のとおりでありまして、予算では最大経費を見込んで計上しておるので最終決算額との差は生じるわけでありまして、財政推計は決算額がより現実的であるということで、平成14年度の決算額をベースとして積算したもの

でございます。また、両町の当初予算は通年予算でありまして、財政計画では9月までの各町の経費が、10月からは南部町で一本になりますので、特別職のPerson費とか共通経費の削減などの合併効果が期待できるので差が出るということでございます。

それから、一番下の病院運営は赤字にならないか、どうするのかということですが、これは回答書9の項のとおりでございます。

以下は関連した要望とか意見等が出ましたところでございます。

一応、11日は話し合いで終わったわけなんですけど、14日に再度、電話をいただきまして、もう少し確認したいというようなことで、18ページをござんいただきたいと思えます。

次の点について要望をいただきまして、回答書の11番の削除を願いたいということですが、11の総体的な地方財政に関する認識についてということ、貴会がお考えになるようなというような項を削除していただきたいというような要望がありました。また、訂正を願いたいということ、2番の財政計画の有効性についてということ、有効性が低下するというようなことでありまして、有効の反対は無効であり、それが低下するというのは意味が通じないというようなことでありまして、この回答書の取り扱いについては、事務局で検討し回答したいというようにお答えをしたところでございます。

3番目の扶助費の財政推計の考え方については、ご覧のとおりでございます。

回答書の取り扱いにつきましては、幹事会の方で協議をいたしまして、改めて出すということはないというように結論が出てございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

今、質問書に対する回答について事務局の方から説明をいただきましたが、皆様方の方で何かこの件についてご質問やご意見ございませんか。

(質疑なし)

坂本会長 報告をいただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本会長 次に移りたいと思えます。

今後の協議会の開催日程について。

どうぞ。

奥山室長 事務局でございます。6番の議案の1ページでございますが、今後の協議会の開催日程ということですが、第28回会議を平成16年7月21日(水)午後1

時30分から4時までということで、会見町役場の方で行いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 ご確認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その他、何かありますか。

桐林さん。

桐林次長 それでは、1点、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

本日、机の上にお配りしておりました資料で、5月定例県議会付議案というものがあろうかと思えます。冒頭、会長の開会の挨拶にもありましたとおり、本日、この内容につきましては議会の方で全員賛成で議決をされたところでございますけれども、この内容について簡単に補足をさせていただきたいと思えます。

順番といたしましては、議案第13号、こちらの方が合併の本体にかかわる議案でございまして、町の廃置分合についてというもので、西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、これらの区域をもって西伯郡南部町を設置することについて、関係町から申請があったので、地方自治法第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるとい趣旨のものでございます。これが議決されたことによって法的な手続が事実上終了したと、あとは対外的な効力として総務省の告示が行われるものというふうに認識しております。

それから、順番は逆になりましたけれども、議案第4号、これはこの新町ができる関係で、県の条例の中の町名の記載に関係してくるところがあるということで、1番の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例というものは、いわゆる権限移譲に関する条例でございます。どどこにこれこれの権限を移譲するというものが変わるという意味でございます。

それから、2番の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例につきましては、西部やまと園、この施設の位置が変わるといことでございます。

飛びまして4番、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例、これは町内にある県営住宅の場所が変わるとい趣旨でございます。

それから、また1つ飛びまして、鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例でございますけれども、地方農林振興局と農業改良普及所に関しましては、市町村単位で監督が決められております。このためにこのような改正手続が要るといことでございます。

7番の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例、これは施設の位置を特定

することにつきましては、主たる建物があるところということで今、会見町鶴田という表示がしてありますけども、これは南部町鶴田に変わるということでございます。

2つ飛びます、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例でございますけども、これはライフル射撃場が西伯町の方にございます。これが南部町に変わるというものでございます。

それから、11番の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例でございますけども、これも管轄区域が市町村名単位で決定されておるために変更が必要であるというものでございます。

なお、県土整備局につきましては、いわゆる市郡単位で管轄区域が決定されておるために、今回このような手続は必要ないというふうに伺っております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

この件については何だいありませんな。こういうことで決定になったということでございます。

皆さん方の方で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでしたら、以上で本日の協議会を終了したいと思います。

閉会に当たりまして、三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただきたいと思います。

三鴨副会長 どうも今日は、また全議案ご承認いただきましてありがとうございました。

おかげさまで、話がありましたように、この南部町、順調に皆さんの意見を集約しながら進んでおるのではないかなあと、ありがたいことだなあと考えておるところですが、ここにもありましたように、質問書にいろいろございます。いろんな思いはありましようし、またこういう意見、あるいはあるかと思えますけども、ここまで来た中で、じゃあ、いい町をするためにはどうみんなが力を合わせたり知恵を出し合ったりすればいいのか、提言の方をぜひしていただければありがたいなという、私は強い思いはしております。

いろんな課題、懸案を抱えておりますけども、ひとつ今まで以上に知恵を出したり力を合わせて、南部町誕生に向けてお力添えをぜひお願いしたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

坂本会長 ありがとうございます。

(閉会 16時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員